

【第 10 号議案】

班長（従事分量配当）の手当の決定について【案】

前年度の支給実績および事業実績が厳しい農業及び経済情勢の中、班長手当については総額 12 万円以内とし、各班長の手当額支給方法などについては経営役員会に一任願いたく検討願います。（班長は 4 名です）

経営役員会 10 回／年 × 2.5 時間 × 1 千円 = 2.5 万円

2.5 万円 + α = 3 万円／名

付帯決議

この総会で行った決議および手続きの字句ならびに軽微な事項について、行政庁の指摘・指示を受けた時には、これに基づく修正を経営役員会に一任願いたく検討願います。